

# 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会（第2回）

日時：令和4年6月30日（木）

午前10時30分から正午まで

場所：オンライン

## 議事次第

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) イベント内容について
- 3 審議事項
  - (1) 会則の改定について
- 4 その他（次回のスケジュール）
- 5 閉会



令和4年7月1日  
生活文化スポーツ局

# GRAND CYCLE TOKYO

## レインボーブリッジを駆け抜けよう！「レインボーライド」 参加者募集のお知らせ

環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするため、様々なイベントを「GRAND CYCLE TOKYO」として進めていきます。  
その第一弾として、令和4年11月23日（水曜・祝日）に自転車ライドイベント「レインボーライド」とスポーツ体験イベント「マルチスポーツ」を臨海部で開催します。  
今回、この参加者を7月1日（金曜）より募集開始しますので、お知らせします。

### 1 「GRAND CYCLE TOKYO」について

「GRAND CYCLE TOKYO」という統一名称の下、自転車に関する様々なイベント等を総合的に進めていきます。

【使用例】



### 2 「レインボーライド」について

レインボーブリッジや海の森トンネルを自転車で駆け抜ける「レインボーライド」を開催します！

#### (1) コース

① レインボーロング 延長約29km  
(愛好家向け) ※ミドルコース+1周回コース

② レインボームドル 延長約19km  
(一般向け) ※周回なし

③ レインボーショート 延長約8km  
(一般向け)

④ 海の森エンジョイ 延長約13km  
(一般向け)



(2) 募集人数及び参加料

呼称	募集人数		参加料				
	(地元枠)	(ボランティア経験者枠)	大人	高校生 中学生	小学校 高学年	VIP (100名)	
<b>レインボーブリッジコース</b>							
①レインボーロング 29km	500名 (愛好家向け)	(900名)	(100名)	10,000円	5,000円	55,000円	
②レインボーミドル 19km	800名 (一般向け)			8,000円	4,000円	3,000円	55,000円
③レインボーショート 8km	1,000名 (一般向け)			6,000円	3,000円	3,000円	
<b>海の森コース</b>							
④海の森エンジョイ 13km	1,000名 (一般向け)			2,000円	1,000円	1,000円	

※一般向けコース(②~④)には、レンタサイクルを用意 (1,500円)

(3) 応募方法

申込枠	募集概要	コース	参加者決定方法	備考
愛好家向け	【特設HPで募集】 <b>7月1日(金)16時~ 8月18日(木)</b>	①	応募多数の場合抽選	ロードバイクのみ応募が可能 ・家族(6名まで)での応募が可能。 当落は家族単位 (1名につき500円の割引) ・地元枠は港・江東区在住の方が 応募可能
一般向け		②~④		
地元枠				
V I P 枠	【特設HPで募集】 <b>7月7日(木)12時~</b>	①~②	先着順 (定員になり次第終了)	出走権の確約、スタート位置の 優遇、VIP限定参加賞など
ボランティア経験者枠	都からのボランティア情報提供に同意 いただいた方にメールにてご案内	②~④	応募多数の場合抽選	東京2020大会関連ボランティア 経験者が応募可能

(4) その他

- ・愛好家向け、一般向け、地元枠、VIP枠などを重複で申し込みは出来ません。
- ・VIP枠の参加料の一部は、都が進める自転車施策などに活用していきます。
- ・ライドイベントは、順位やタイムを競うレースではなく、ファンライドのイベントです。
- ・レインボーブリッジのコースには、平均勾配5%が約1.5km続く、長い登り坂があります。
- ・コース周辺は、当日交通規制が行われます(詳細は後日発表)。ご協力をお願いいたします。

3 「マルチスポーツ」について

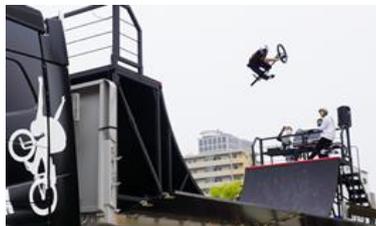
(1) 主なコンテンツ・実施場所

○自転車ワンダーランド

迫力あるトップ選手のレースやデモンストレーションを観戦できます。  
また、車いすレーサー(競技用車いす)等、様々な自転車の乗車体験なども用意します!

<実施場所>

- ①セントラル広場
- ②海の森水上競技場
- ③青海NOP区画



©JFBB



©JCL



○スポーツワンダーランド

アーバンスポーツやデジタルコンテンツ  
など、約30種類のスポーツ体験を用意  
します!

<実施場所>

- ④有明ガーデン
- ⑤石と光の広場/花の広場
- ⑥海の森水上競技場



## (2) 参加方法

事前の予約なしで、どなたでも無料で参加いただけます。

※イベント内容の詳細は、今後以下の「イベント特設サイト」にて順次公表予定です。

## 4 イベント特設サイトについて

イベントの内容については、以下のイベント特設サイトをご確認ください。

なお、サイト内の情報は適宜更新予定です。

<https://grand-tokyo.jp>



一般の方のイベント内容、申し込みなどに関する問合せは GRAND CYCLE TOKYO 運営事務局  
にお願い致します。

### 【問合せ先】

GRAND CYCLE TOKYO 運営事務局

電話 03-6387-3803 (平日 10:00-17:30)

メール info@rainbow-bridge-ride.jp



本件は、「『未来の東京』戦略」を推進する事業です。

戦略 16 スポーツフィールド東京戦略「スポーツフィールド・TOKYO」プロジェクト

【問合せ先】生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部事業推進担当

電話 03-5320-7718

# 臨海部レガシースポーツイベント実行委員会会則

制定 2022年7月1日

(名 称)

第1条 本会は、臨海部レガシースポーツイベント実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(設置目的)

第2条 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)のレガシーを活用した更なるスポーツ振興、東京の魅力発信及び地域振興に向けた、臨海部レガシースポーツイベント事業の実施を目的とする。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構 成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組 織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 委員長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任 期)

第8条 委員及び監事の任期は、第13条の規定により実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

- 第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。
- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
  - 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
  - 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
  - 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
  - 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
  - 7 会議は原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

- 第10条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならないが、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

- 第11条 実行委員会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

- 第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名及び事務局次長2名を置き、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 事務局長は、事務局業務を管理する。
  - 4 事務局次長は、会長の職務を補佐する。  
また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
  - 5 事務局は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部国際大会課に置く。
  - 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

- 第13条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第9条第6項に定める者であって実行委員会に出席した者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、生活文化スポーツ局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。
- 2 事務局は、事務局からの依頼に応じて打合せ等に参加した委員及び監事に対し、参加に要した交通実費を支払うことができる。

(解散)

- 第14条 実行委員会は、第2条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

- 第15条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第16条 実行委員会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第18条 実行委員会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(補則)

第19条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

## 今後のスケジュール

- ・ 8月下旬頃（予定） 第3回実行委員会